特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第20条第１項第２号イに規定する方法による構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定	床面積の合計が1,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が50,000㎡を超える建築物	件
合　　計		件

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　１事業年度に行う推定件数を記載すること。

３　構造計算適合性判定を行う件数の推定理由を示す書類を添付すること。（指定の更新の場合を除く。）

４　指定の更新の場合には、前事業年度の実績を記載すること。

第十号の二の三様式（第三十一条の三関係）

過去20事業年度以内における構造計算適合性判定の実施件数

期間　平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

業　　務　　の　　区　　分		実施件数
特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第20条第１項第２号イ又は第３号イに規定するプログラムによる構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定	床面積の合計が1,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が50,000㎡を超える建築物	件
特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第20条第１項第２号イに規定する方法による構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの判定	床面積の合計が1,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が1,000㎡を超え、2,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が2,000㎡を超え、10,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が10,000㎡を超え、50,000㎡以内の建築物	件
	床面積の合計が50,000㎡を超える建築物	件
合　　計		件

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　申請の日の属する事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内において行った構造計算適合性判定の件数を記載すること。ただし、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法附則第１条の規定による改正前の建築基準法第18条の２第１項の規定による指定を受けている場合は、改正法の施行の日（平成27年６月１日）から起算して20年を経過するまでの間は、平成27年６月１日から申請の日の属する事業年度の前日までの間において行った構造計算適合性判定の件数を記載すること。

３　各事業年度ごとの構造計算適合性判定の実施件数の内訳を記載した書類を添付すること。

別記第十号の三様式「（第三十一条の四関係）」を「（第三十一条の四、第三十一条の六関係）」に、「指定構造計算適合性判定機関変更届出書」を「指定構造計算適合性判定機関名称等変更届出書」に、「知事　殿」を「国土交通大臣
地方整備局長
知事　殿」に、「若しくは住所又は事務所の所在地」を「又は住所」に改め、「第77条の35の５第２項」の下に「又は第77条の35の８第２項」を加え、同様式中「若しくは住所又は事務所の所在地」を「又は住所」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第十号の三の二様式（第三十一条の四の二関係）

指定構造計算適合性判定機関業務区域変更認可申請書

年　　月　　日

国土交通大臣
地方整備局長
知事　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称　　印

業務区域の増加（減少）に係る認可を受けたいので、建築基準法第77条の35の６第１項の規定により、次のとおり申請します。

１　業務区域の増加（減少）の範囲

２　業務区域を増加（減少）しようとする年月日

３　業務区域を増加（減少）しようとする理由

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

３　第31条の３第１号から第５号まで、第７号、第10号の２、第10号の３、第13号、第14号の２及び第15号に掲げる書類を添付すること。

４　氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できる。

第十号の三の三様式（第三十一条の六関係）

指定構造計算適合性判定機関事務所所在地変更届出書

年　　月　　日

知事　　殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称　　印

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の35の８第２項又は第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　変更後の事務所の所在地

２　変更しようとする年月日

３　変更の理由